

青森県報

第二千七百三十八号

平成十九年
二月五日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	一
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(同)	二
生活保護法による介護機関の指定……………	(同)	二
右 同……………	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………	(同)	二
右 同……………	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(同)	三
右 同……………	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の指定の辞退……………	(同)	四
家畜伝染病の発生……………	(畜産課)	四
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活課)	五
BSEスクリーニング検査キット供給単価契約に係る一般競争入札……………	(保健衛生課)	五
肥料登録の失効……………	(食の安全・安心推進課)	七
県有地の売却に係る一般競争入札……………	(整備課)	七

告 示

青森県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
成田歯科医院 長後診療所 みんゆう薬品堅田ハイパス店	南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐七九 下北郡佐井村大字長後字長後川目番外地 弘前市大字宮川二丁目一の一五	平成二七・九・三〇 一九・一・一 一八・二・三〇

青森県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
成田歯科医院 なかむら歯科医院	南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐八一の二 北津軽郡板柳町大字辻字福岡五五	平成二七・一〇・一 一九・一・一

青森県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	熊谷産婦人科眼科医院	八戸市小中野四丁目一の五三	平成一六・一・一
変更後	熊谷眼科医院		

青森県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人 貴望会	グリーン交通株式会社	弘前市大字高田一丁目五の二二	認知症対応型共同生活介護	グループホーム	弘前市大字高田一丁目五の二二	平成一六・三・一	
		上北郡横浜町字三保野五四		グループホーム	弘前市大字高田一丁目五の二二	平成一六・三・一	
				グループホーム	上北郡野辺地町字一ノ渡一	平成一六・三・一〇	

有限会社癒楽家福泉	三戸郡南部町大字福田字赤七	通所介護	あつとホーム ゆらくや	三戸郡南部町大字福田字赤一七	平成一六・三・一
-----------	---------------	------	-------------	----------------	----------

青森県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所	名称	所在地	指定年月日
グリーン交通株式会社	グリーン交通株式会社	弘前市大字高田一丁目五の二二	訪問介護	ケアリストック	弘前市大字高田一丁目五の二二	平成一六・三・一	
社会福祉法人 貴望会	社会福祉法人 貴望会	上北郡横浜町字三保野五四	認知症対応型共同生活介護	グループホーム	上北郡野辺地町字一ノ渡一	平成一六・三・一〇	
社会福祉法人 七戸福祉会	社会福祉法人 七戸福祉会	上北郡七戸町字太田野一九	訪問介護	グループホーム	上北郡七戸町字太田野一九	平成一六・一・一	
深浦町	深浦町	西津軽郡深浦町大字深浦四の二	訪問看護	深浦町訪問看護ステーション	西津軽郡深浦町大字関字二	平成一六・三・六	
有限会社癒楽家福泉	有限会社癒楽家福泉	三戸郡南部町大字福田字赤七	通所介護	あつとホーム ゆらくや	三戸郡南部町大字福田字赤一七	平成一六・三・一	

青森県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
						名称	居宅介護事業者
	"		有限会社ベ ルス		特定非営利 活動法人フ ォルツァ	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種類
八戸市石堂 二丁目一 の二	八戸市高州 二丁目五 の四	八戸市石堂 二丁目一 の二	八戸市高州 二丁目五 の四	八戸市城下 の一丁目一 五	八戸市沼館 の一丁目一 八	訪問介護	居宅介護 事業の種類
	通所介護		"		虹 デザイン センター	名称	居宅介護 事業所
	デザイン センター やわた		ヘルパ ーシヨ ン やわた		三戸郡三 戸大字在 府小路町一 七	所在地	居宅介護 事業所
	"		八戸市大 字八幡字 林崎二 七の二		平成 一六・三 ・三	年月日	変更
	"		一六・二 ・三				

青森県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名称	介護予防事業者
	"		有限会社ベ ルス	名称	介護予防 事業者
八戸市石堂 二丁目一 の二	八戸市高州 二丁目五 の四	八戸市石堂 二丁目一 の二	八戸市高州 二丁目五 の四	主たる事務 所の所在地	介護予防 事業の種類
	訪問介護		ケア プラン ンター ピア ス	名称	介護予防 事業所
	訪問介護		ケア プラン ンター ピア ス 白銀支 所	名称	介護予防 事業所
	"		八戸市大 字白銀 町字堀 外一八 の三	所在地	介護予防 事業所
	"		平成 一六・二 ・三	年月日	変更

青森県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名称	居宅介護支援事業者
	"		有限会社ベ ルス	名称	居宅介護 支援事業者
八戸市石堂 二丁目一 の二	八戸市高州 二丁目五 の四	八戸市石堂 二丁目一 の二	八戸市高州 二丁目五 の四	主たる事務 所の所在地	居宅介護 支援事業者
	ケア プラン ンター ピア ス		ケア プラン ンター ピア ス	名称	居宅介護 支援事業者
	ケア プラン ンター ピア ス		ケア プラン ンター ピア ス 白銀支 所	名称	居宅介護 支援事業者
	"		八戸市大 字白銀 町字堀 外一八 の三	所在地	居宅介護 支援事業者
	"		平成 一六・二 ・三	年月日	変更

青森県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護の種類		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人きらきらひかる弘前	弘前市大字藤野二丁目六の一	訪問介護	ホームヘルプサービス	弘前市大字藤野二丁目六の一	弘前市大字藤野二丁目六の一	平成 一八・三・二五

青森県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人きらきらひかる弘前	弘前市大字藤野二丁目六の一	居宅介護支援事業	弘前市大字藤野二丁目六の一	平成 一八・三・二五

青森県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人フアミリー	三戸郡五戸町姥堤三四の一	ケアステーションへ	八戸市大字新荒一丁目二二	平成 一八・二・三〇

青森県告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十一条第一項の規定により、次の指定介護機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の二第三号の規定により告示する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所		指定辞退年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
平田實	弘前市大字品川町一三六の一	ヒラタ薬局 代官町	弘前市大字代官町五九の一	平成 一八・三・二三

青森県告示第八十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑いの別	頭数	発生場所又は区域	年月日
ヨネ病	牛	患畜	一	下北郡東通村	平成一九・二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十九年一月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ジュニアグローバルトレーニングスクール
- 三 代表者の氏名
工藤 健
- 四 主たる事務所の所在地
青森市新町一丁目一三の七
- 五 定款に記載された目的
この法人は国際交流事業などの企画運営を通して、子どもたちのグローバルな感性を育むことにより、自発的に協力し合い、誰にも不利益をもたらすことなく、世界中の人々と共に世界を機能させる子ども、即ち地球市民ジュニアの健全育成を目的とする、同時にこれらの事業に関わる地域社会にボランティア精神の普及を図ることに、まちづくり及び社会教育の発展に寄与することを目的とする。

BSEスクリーニング検査キット供給単価契約に係る一般競争入札
次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の供給単価とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

BSEスクリーニング検査キット

二 供給期間

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

三 納入場所及び予定数量

1 納入場所

十和田食肉衛生検査所及び十和田食肉衛生検査所三戸支所

2 予定数量

三、 ○検体程度（予定検査頭数）

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、

平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）又は

平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の

一の規定により薬品・理化学機器類の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

十和田市大字三本木字野崎一の二三

十和田食肉衛生検査所総務課

電話 〇一七六 二二二 一七七一六

2 入札書の提出方法

1に掲げる提出場所に持参し、又は郵便により送付すること。ただし、郵便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便とすること。

3 入札書の提出期限

平成十九年三月十九日 午後五時十五分（郵便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

4 開札の場所及び日時

一 場所

十和田市大字三本木字野崎一の一三

十和田食肉衛生検査所 二階会議室

二 日時

平成十九年三月二十日 午前十時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

免除する。

2 契約保証金

免除する。

七 契約書の取り交わしの時期

平成十九年四月一日

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、十の3の規定により落札対象とする者を落札者とす。

九 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十 その他

1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の製作仕様書等を

作成し、これを入札書の提出期限までに十和田食肉衛生検査所長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

(一) 入札金額は、当該検査キットで検査を実施した場合の一検体当たりの単価を記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札手続の停止等

平成十九年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

S U M M A R Y

1 Nature and quantity of the products to be purchased:
BSE screening test kit, 30,000 head (Estimated number for inspection)

2 Time limit for tender:

5:15 p. m. 19 March, 2007

3 Contact point for the notice:

Towada Meat Inspection Center

1-13 Nozaki Sanbongi, Towada City, Aomori Prefecture
034-0001 Japan
TEL 0176-22-1716

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 二九九号	肥料の 種類 魚廃物加 工肥料	肥料の 名称 六・〇片 倉魚廃物 加工肥料	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏名 又は名称及び住所 片倉チツカリン株 式会社 東京都千代田区九 段北一丁目一三の 五
青森県第 三〇一号		九・〇片 倉魚廃物 加工肥料	窒素全量 九・〇 りん酸全量 三・〇		

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地

番号	所 在 地	地 目	地 積
----	-------	-----	-----

1	西津軽郡深浦町大字岩崎字松原二〇二の一 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原二〇二の二 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原二〇二の一四 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原二四七の六	宅地 宅地 宅地 宅地	三七・九九平方メートル 五九・九一平方メートル 一五〇・七三平方メートル 一三三・六七平方メートル
---	---	----------------------	--

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

西津軽郡深浦町大字岩崎字松原二〇二の一四

四 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一
青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二四六の三

西北地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五一の七

深浦町役場岩崎支所 会議室

2 日時

平成十九年二月十六日 午後三時

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

2 平成十九年二月十六日午前十一時から午前十一時三十分まで西津軽郡深浦町大字岩崎字松原二〇二の一四において現場説明を行う。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭